

基山町第10区区長
坂本 弘 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第4項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和3年11月26日付けで提案がありました、第10区に隣接する町有地の法面土砂崩壊対策については、令和4年5月上旬に崩壊部の雑草等の伐採及び土砂撤去を行い法面整形及び法面保護を行いました。建物の西側の町有地については令和4年度中に調査を行い法面対策の工法検討を行います。また、埋没した水路についても令和4年5月上旬に崩壊土による埋没部分の土砂を撤去し、損傷部の修繕対応を行いました。

楠の木につきましては、所有者の特定に努めていきます。あわせて特定できない場合の対応策を検討いたします。

2 取扱いの理由

現地確認を行った結果、要望箇所の崩壊している法面及び埋没している水路については復旧の必要があるため、崩土撤去及び水路修繕を行いました。家屋の西側の法面については調査が必要ですので調査結果により補強の検討をいたします。

楠の木につきましては、土地所有者が特定できない土地に植わっている樹木であるため、所有者及び管理者に対し町から伐採等の対応依頼ができない状況なので隣接する方や地元の方にお尋ねしましたが所有者及び管理者を確定できなかったため、解決に向けて、継続的に所有者及び管理者の調査と対応策の検討いたします。